

米軍CH-53Eヘリコプターの窓落下事故に関する意見書

去る12月13日午前10時9分ごろ、米軍普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターのコックピットの窓が児童54人が体育の授業を受けている普天間第二小学校のグラウンドに落下し、4年生の男児1人が落下の風圧で飛んできた小石が当たりすり傷を負うといった重大事故が発生した。

落下した窓は四方約90センチメートル、重さ約7.7キログラム、窓枠は金属製でできており、一步間違えば人命にかかわる深刻な事故であり、未来を担う子供たちが1日の多くを過ごす安全であるべき学校施設で起きた事故に、児童や保護者、学校関係者に与えた精神的な衝撃は計りしれない。また、事故後も被害者等への謝罪や原因究明もなされないまま住宅地上空を飛行し続ける米軍の安全軽視の姿勢に激しい憤りを覚えるものである。

12月7日には米軍ヘリのものと思われる部品が宜野湾市の保育園に落下するなど、この間、米軍機の事故が頻発している。

今回の事故は、日常的に米軍機が市民の上空を飛び交い、飛行経路となっている本市においても同様の事故を起こす可能性があり、市民に大きな不安と恐怖を与えるものである。

米軍機による事故等に対しては、本市議会でも関係要路にその都度厳重に抗議し、事故の原因究明と再発防止、その間の飛行中止を強く求めてきた。それにもかかわらず、米軍は事故原因や再発防止策を公表しないまま訓練を再開するなど、一方的な行動をとってきた。そうした中で、またしてもこのような事故が発生したことは市民・県民の生命と生活を軽視するものであり、断じて容認できるものではない。

よって、本市議会は市民の生命、財産、安全を守る立場から、今回の事故に厳重に抗議するとともに、下記の事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 精神的被害を受けた児童や保護者、学校関係者の心のケアをすること
- 2 事故原因を徹底究明し、速やかに公表するとともに、公表されるまでの間の飛行を停止すること
- 3 政府と約束した普天間基地の5年以内の運用停止を1日も早く実現すること
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

沖縄県浦添市議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長